

令和6年度版

進路の手引き



福島県立平支援学校

目 次

1	進路指導目標	3
2	本校の進路学習	3
3	キャリア教育全体計画	4
4	卒業後の進路先	
	< 中学部の進路について >	6
	(1) 卒業後の進路状況	
	(2) 進路決定までの流れ	
	< 高等部の進路について >	6
	(1) さまざまな進路先	
	(2) 卒業生の進路状況	
	(3) 進路先が求める力	
	(4) 進路決定までの流れ	
	(5) 移行支援会議について	
	(6) 卒業後のアフターケアについて	
5	産業現場等における実習	12
	(1) 実習の目的	
	(2) 実習時期	
	(3) これまで取り組んだことのある実習先	
	(4) 実習時の留意点	
6	障がい福祉サービス	14
	(1) 障がい者総合支援法に基づくサービス	
	(2) いわき市地域生活支援事業	
7	用語の説明	16
8	関係機関と事業所一覧	18



1 進路指導目標

- (1) 児童生徒一人一人の進路実現に向けて、それぞれの心身の発達段階や障がいの状態に配慮しながら、一人一人のニーズに応じた進路指導に努める。
- (2) 卒業後の地域での暮らしを見据え、関係機関と連携を図りながら、計画的・継続的な指導を行う。
- (3) 児童・生徒、保護者と共通理解を図りながら進路指導を行うために、進路に関する情報提供や、進路相談、各種研修会等を積極的に行う。



2 本校の進路学習

<進路学習の考え方>

本校における進路学習は高等部職業科だけでなく、小学部から、児童生徒一人一人が自分の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択し、より前向きに生きていけるように、学校教育活動全体で取り組む。

その際、将来の職業や生活との関連や、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを体験的な学習により実感させ、学び続ける意欲を高めることを重視する必要がある。

また、進路選択時には本人の意思を尊重することが大切である。意思表示が難しい生徒については、小学部から段階的に自己理解を深め、自己決定に至る過程や表現方法の確立など、学習の積み重ねが必要である。

【各学部の進路学習】

	小学部	中学部	高等部
①自分のこと	・自己紹介	・自己紹介	・自己理解、他者理解 ・卒業後の夢や希望
②楽しむ	・好きなことを見つける ・好き嫌いを表現できる	・自分の好きなこと ・校外学習	・趣味 ・休日の予定を立てる ・地域参加
③働くこと	・係活動 ・手伝い ・ごっこ遊び	・作業学習 ・体力作り	・働く意義の理解と社会生活に対する自覚 ・社会の仕組みと役割 ・体力作り
④進路を考える	・やりたい仕事	・大まかな進路の方向性 ・働く場所を調べる	・進路希望と選択 ・情報収集と活用
⑤働くために	・着替え ・好き嫌いのない楽しい食事 ・元気なあいさつ ・文字や時計に関する興味や関心 ・お金の種類と簡単な買い物	・身だしなみ ・コミュニケーション ・お金の計算と生活に必要な買い物 ・働くことへの喜び	・場に応じた言葉遣い、服装 ・マナー ・コミュニケーション ・金銭管理 ・健康的な生活
⑥現場実習		・高等部校内実習の見学 ・現場実習報告会の参加	・仕事の適性を考える

【卒業までに身に付けたい力】

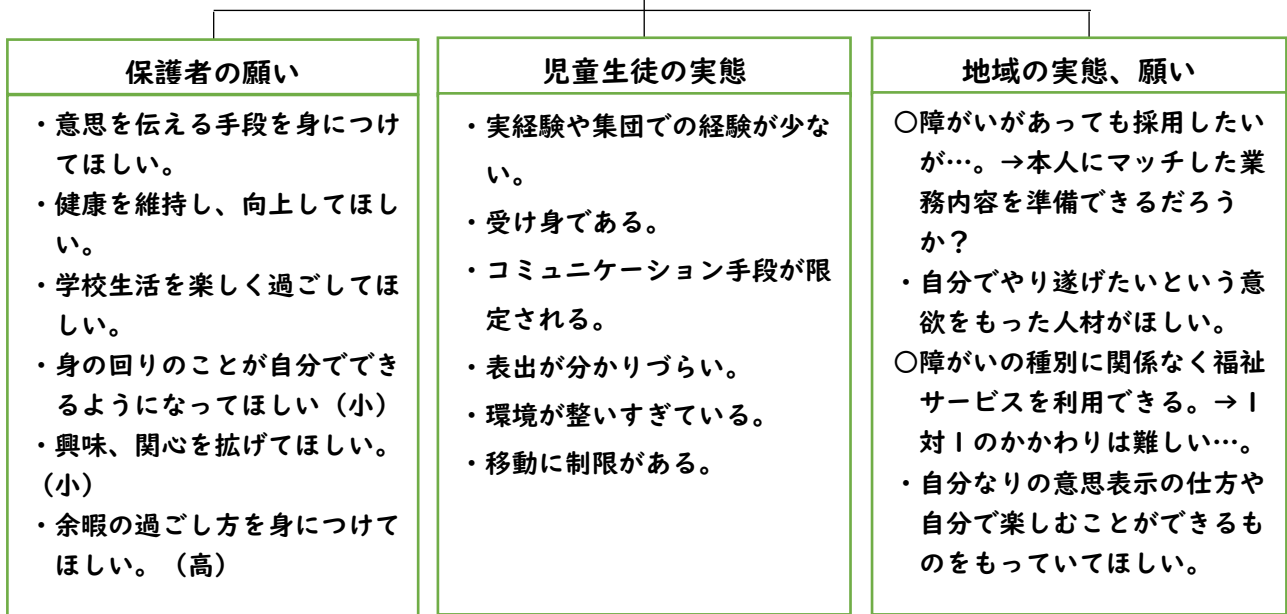
- ◆基本的な生活習慣
 - ・健康管理
 - ・身だしなみ
 - ・日常生活動作（着替え、食事、排せつ等）等
- ◆意欲・態度
 - ・積極性
 - ・責任感
 - ・あいさつ
 - ・服装
 - ・言葉遣い
 - ・マナーやルールの遵守 等
- ◆コミュニケーション能力
 - ・対人関係
 - ・協調性
 - ・場に応じた会話
 - ・適切な人間関係 等
- ◆道具・情報機器等の操作
 - ・集中力
 - ・作業動作
 - ・安全面の理解
 - ・作業内容の理解 等
- ◆余暇活動
 - ・スケジュール管理
 - ・金銭管理 等



3 キャリア教育全体計画

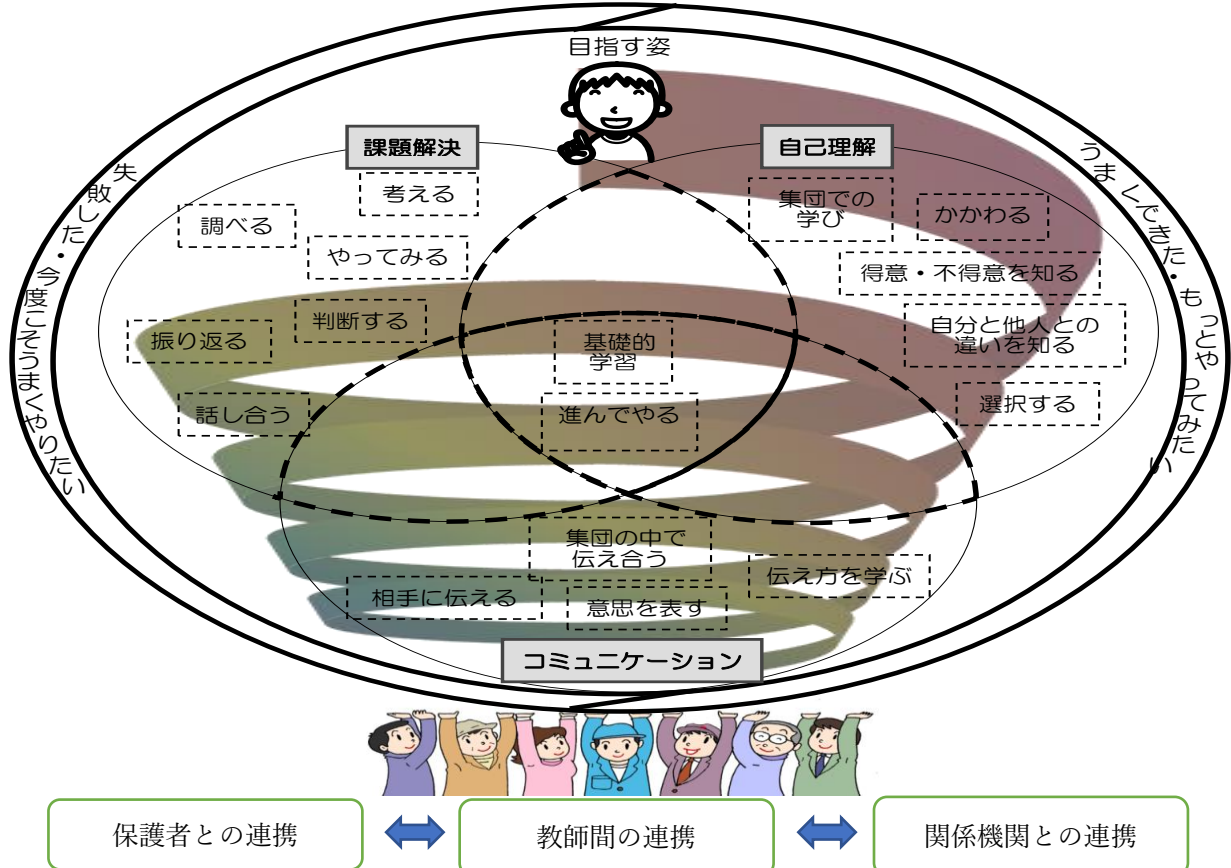
本校の学校教育目標

児童生徒の心身の発達と障がいの状態等、個に応じた教育を実践し、一人一人の能力や可能性を最大限に引き出すとともに、これからの社会を強く生き抜く力を育成する。



キャリア教育で目指す児童生徒像

- ・自分の良さ、苦手な所を知り、なりたい自分に向かっていく姿（自己理解）
- ・自分から積極的に周囲とかかわる姿（コミュニケーション・人間関係）
- ・状況に応じて自分で考えてやり遂げようとする姿（課題解決）



『小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引』文部科学省（平成18年）より

「キャリア教育は、必ずしも新しい教育内容を導入しようとするものではない」

「（キャリア教育は）教育活動の領域・単元の1つではなく、教育活動全体に働きかけていくという見方が大切です。」

「既存の教育活動のなかにキャリア教育と関連する内容が数多くあります。それらをキャリア教育の視点でとらえ直すことで、それぞれの活動の関連が明確になります。～中略～キャリア教育の視点を意識して取り組むことが大切です。」

これを受けて、キャリア教育で育成すべき力である基礎的・汎用的能力を下記で整理した。

能力	具体的な要素	例
人間関係形成・社会形成能力	<ul style="list-style-type: none"> ○他者の個性を理解する力 ○他者に働きかける力 ○コミュニケーション・スキル ○チームワーク ○リーダーシップ等 	<ul style="list-style-type: none"> ○周りの人たちからのかかわりを受け入れることができる。 ○他者と一緒に（チームで）活動することができる。 ○自分の意思を他者やチームに伝えることができる。 ○チームの中でリーダーとしてふるまうことができる。
自己理解・自己管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ○自己の役割の理解 ○前向きに考える力 ○自己の動機付け ○忍耐力 ○ストレスマネジメント ○主体的行動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の良さを理解することができる。 ○ミスを恐れずチャレンジすることができる。 ○途中であきらめずに取り組むことができる。
課題対応能力	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の理解・選択・処理等 ○本質の理解 ○原因の追究 ○課題発見 ○計画立案 ○実行力 ○評価・改善 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を収集することができる。 ○集めて情報を分析し課題を見つけることができる。 ○課題を解決する方法を考えることができる。 ○課題解決に向けた取り組みを評価することができる。 ○評価をもとにより良い方法を考えようとする。
キャリアプランニング能力	<ul style="list-style-type: none"> ○学ぶこと・働くこと意義や役割の理解 ○多様性の理解 ○将来設計 ○選択 ○行動・改善 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動に最後まで取り組みやりがいを感じる。 ○将来の生活について考えることができる。 ○自分の良さや周囲の人の良さを理解して活動することができる。

4 卒業後の進路先

< 中学部の進路について >

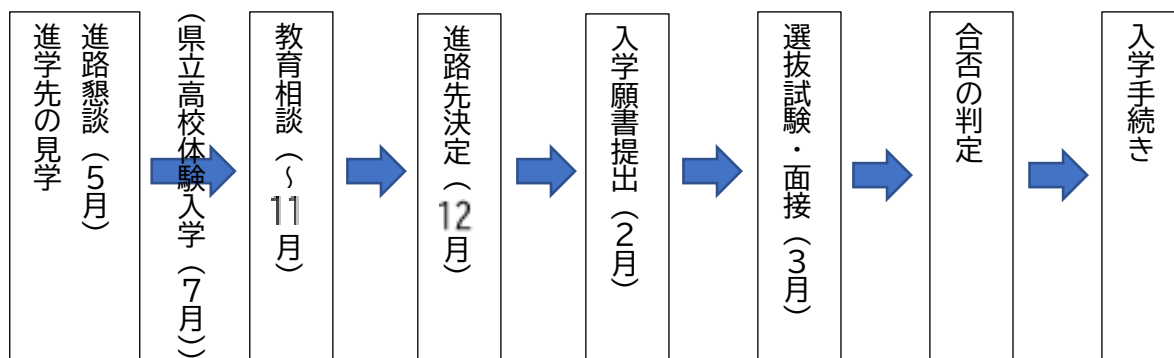


(1) 卒業後の進路状況

年度・性別・進路先		平成28年度～令和5年度		合計
		男	女	
進 学		32	38	70
特別支援学校	平支援学校高等部	31	38	69
	いわき支援学校	0	0	0
県立高校	磐城桜が丘高校	1	0	1
	平商業高校	0	0	0
	いわき光洋高校	0	0	0
就 職				
社会福祉施設				
病 院				
在 宅				
計		32	38	70

※いわき支援学校、平商業高校、光洋高校においては、平成28年度以前に進学した生徒がいる。

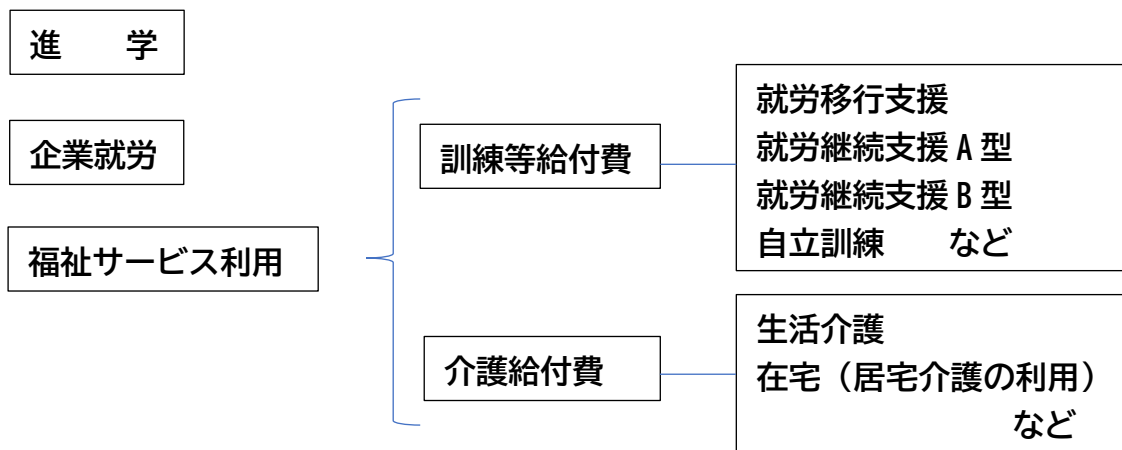
(2) 進路決定までの流れ< 進学の場合 >



< 高等部の進路について >

(1) さまざまな進路先

卒業後の進路先は大きく分けて「進学」「企業就労」「福祉サービス利用」の3つに分かれるが、福祉サービスについては訓練等給付費と介護給付費によるものがある。卒業後、本人の成長に合わせて、利用サービスを変更していくこともできる。



進 学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、専門学校、職業訓練校などで学び、専門知識を身に付ける。 ・学校によって、選抜試験の内容はさまざまである。 ・いわきコンピューターカレッジや宮城障害者職業能力開発校などがあるが、卒業後は自分で就職活動をする必要がある。
企業就労	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の一員として、責任を果たしながら働く。 ・雇用契約を結んで働く。障がい者雇用であれば、関係機関のサポート（ジョブコーチなど）を受けながら働くこともできる。 ・フルタイムやパートタイムなど、働き方を考慮する必要がある。
就労移行支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・企業で就労することを希望する方が対象。 ・就職するために必要な活動・訓練を行い、企業への就職を目指す。 ・基本的には賃金（工賃）はもらえない。 <p>※利用できる期間は原則2年間。</p>
就労継続支援A型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・働きたいが、企業で働く自信がない方が対象。 ・雇用契約を結び、福祉的支援を受けながら、福島県の最低賃金以上の給料をもらって働く。 <p>※利用期間の制限はなく、就職を目指すこともできる。 ※福島県の最低賃金 時給900円(R5/10)</p>
就労継続支援B型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・企業やA型で働く自信がなく、安定した日中活動をしたい方が対象。 ・一定の工賃をもらいながら、福祉的支援を受けながら働く。 ・利用者10名に対し、支援員は1名程度。 <p>※利用期間の制限はなく、就職を目指すこともできる。 ※利用にあたっては、就労アセスメントを受ける必要がある。 ※工賃の全国平均は16507円（令和3年厚生労働省）</p>
自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した日常生活や社会生活ができるよう、必要な訓練、生活に関する相談・助言等の支援を行う。 ・有期のプログラムで身体機能や生活能力向上のための訓練が受けられる。 <p>※利用できる期間は原則2年間。</p>
生活介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の介護が必要な方が対象。 ・日中、簡単な作業や本人に合わせた余暇活動を行いながら、入浴や排泄、食事などの支援をうけることができる。 ・利用者10名に対し、支援員は3名程度。 <p>※利用期間の制限はない。 ※障がい支援区分認定（区分3以上）を受ける必要がある。</p>
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排泄、食事の介護や、家事または通院の支援など、生活全般に渡る援助サービス。 <p>※障がい支援区分認定（区分1以上）を受ける必要がある。</p>



(2)卒業生の進路状況

年 度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
進 学		1	1		1											
東日本国際大学		1			1											
いわきコンピューターカレッジ			1													
就 職			1		1		1				1					
サイバーエージェントウィル			1													
さんしゃいんクレハ							1									
NTT東日本																
ハローワーク（トライアル雇用）					1											
アルプス・アルパイン											1					
就労系事業所	1		1	1	1	1	1	2	2	2	1					
就労移行支援	みなみテラス						1									
	ソーシャルスクエア							1		1						
	フルクテン															
	ISFネット	1														
就労継続支援 B型	ミント			(1)			1									
	虹のかけはし							1		1						
	サブカルビジネスセンター											1				
生活介護系		2	2	1	4	4	3	3	2	0	2	0	3	3	3	5
生活介護	アライブ			(1)		(2)	1	1	(2)		(2)					2
	工房阿列布			(1)												
	はまなす荘															
	光の家			(1)		(3)		(1)					(3)		(2)	(2)
	ホボロ								1		1			1		
	なないろ	(1)		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)					(2)	(1)	(2)	(2)
	ワークセンターさくら												(1)			
	ほおけらハウス					(2)	(1)	(2)							(1)	
	エデンの家	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(1)	(2)					(1)	(1)		
	しろやぎ3				(1)											
	創造空間					(1)										
	チャレンジド							(1)								
	どりーむす						(1)						(1)	(2)	(1)	
	どんぐり	(1)														
	びーなっつ	(1)														
	わ・は・わ美里				(1)											
	結いの郷わくや				(1)											
	自由空間															(1)
じゃんけんぼん															(1)	
入 所							1									
施設入所							(1)									
病 院		2		2												
病院	療護園	2		2												
	いわき病院															
在宅、その他															1	
計	1	5	4	4	6	5	5	5	2	2	3	2	3	4		

※（ ）は複数事業所利用者を含む数

(3) 進路先が求める力



企業就労をめざすみなさんへ

企業で働き続けるには、会社とのマッチング（自分に合う会社を選ぶこと）が大切です。やりたい仕事や得意なこと、必要な配慮についても整理しておきましょう。

また、無理なく通えるかも会社を選ぶときの大切なポイントです。公共交通機関の利用方法も身に付けておきましょう。

《企業からの声》

- 健康な体は働くための基本です。規則正しい生活、体調のコントロールは自分で行えるようにしましょう。
- 仕事はすばやく、正確に。常に良い仕事を目指して、努力と工夫を重ねる前向きな姿勢が大切です。
- 自分のことは自分でやろうとすること。難しいことは、どうやったらできるかを自分から提案できると良いです。
- ミスは会社にとって不利益になります。日頃からきちんとやろうとする意識、間違いがないか自分でチェックする習慣を身に付けてください。
- 会社は仕事だけでなく人間関係が大切です。身だしなみ、あいさつ・返事など、社会人としてのマナーは身に付けてください。



就労系事業所（就労移行、就労継続A型・B型） をめざすみなさんへ

事業所ごとに仕事内容や雰囲気は異なります。見学や実習を通して、自分に合ったところを自分で選びましょう。

利用者10名に対して、支援員は1名程度です。一人で長い時間、仕事をすることが求められます。

《事業所からの声》

- 睡眠不足では仕事に集中できません。規則正しい生活を心がけましょう。
- ミスは会社に迷惑をかけることになります。ゆっくりでも正確な仕事を心がけてください。
- 自分のやり方にこだわらないこと。指示を理解しようとする素直さが大切です。
- お客様に届くものを扱います。清潔を心がけてください。
- 一緒に働く仲間として、あいさつやコミュニケーションを大切にしてください。

生活介護事業所をめざすみなさんへ

生活介護事業所は、より個別のニーズに応じた活動を行っています。事業所の雰囲気や活動内容が自分に合うかどうか、家族や先生と相談して決めましょう。

利用者10名に対して、支援員は3名程度です。他の利用者と仲良くできること、気持ちが安定していることが求められます。

《事業所からの声》

- 情緒の安定には生活リズムの確立が大切です。学校にいる間に整えられると良いでしょう。
- 自分なりの方法で、気持ちを表現できると良いです。学生のうちに、できるだけわかりやすい方法にしておくとしやすいです。
- 軽作業や創作活動をしている事業所もあります。好きな活動がたくさんあると、より楽しく過ごすことができます。
- 学校のように手厚くかかわることができません。充実した時間が過ごせるように、一人でも楽しめる活動があると良いです。
- 気持ちが落ち着かなくなったときに、気持ちを切り替える方法をもっていると、少ないストレスで過ごすことができます。

(4) 進路決定までの流れ <進学の場合>



① 2年 オープンキャンパスなどを利用して、進学先の見学や教育相談を行う。



② 3年 7月 進路懇談で、進学希望先の決定をする。



③ 入学願書の提出をする（入試方法によって時期は異なる）。



④ 選抜試験を受ける（入試方法によって時期は異なる）。



⑤ 合否の判定（入試方法によって時期は異なる）



⑥ 入学手続き（自宅を離れる場合、居住地の福祉サービスとの連携）を行う。



<企業就労の場合>

① 3年 7月 進路懇談で、進路の方向性について確認をする。



② 3年 8月 ハローワーク、いわき障害者就業・生活支援センターに登録する。
登録は生徒、保護者、担任が担当者と面談しながら行う。



③ 3年10月 産業現場等における実習を行い、働き続けられる会社かどうかを自分で判断する。
評価表で「雇用の見通しがある」または「条件付きで雇用を検討する」の評価を得る。



④ 3年11月 家族と話し合い、進路先希望届を提出する。必要であれば懇談を行う。
進路先の見通しが立っていないければ、ハローワークの合同就職面接会に参加する。



⑤ 3年12月 希望する会社の人事担当者に、学校が採用試験の問い合わせをする。



⑥ 3年 1月 会社から雇用について内諾をいただけたら、手続きを進める。
(ア) 企業からハローワークへ求人票を提出（雇用条件をきちんと確認）
(イ) 履歴書・調査書などの作成
(ウ) 採用試験
(エ) 採用内定通知
(オ) 必要に応じて、職業評価（ジョブコーチ支援など）や重度判定の実施

※採用試験に合格するまで、④から⑥を繰り返します。特別実習を行うこともあります。



<福祉サービス利用の場合>

① 3年 4月 ※就労継続支援B型事業所利用の可能性のある生徒のみ
(ア) 地区保健福祉センターに就労アセスメントの申請
(イ) サービス等利用計画の作成（計画相談支援事業所に依頼するか、セルフプランで）



② 3年 7月 進路懇談で、進路の方向性についての最終確認をする。



③ 3年10月 産業現場等における実習を行い、利用し続けたい事業所かどうかを判断する。

④ 3年11月 家族と話し合い、進路先希望届を提出する。必要であれば懇談を行う。



⑤ 3年12月 希望する事業所に、受け入れについての問い合わせを学校が行う。



⑥ 3年 1月 事業所利用可の回答をいただいたら、手続きを進める。

※介護給付(生活介護や短期入所など)に該当するサービスを利用する場合

「支援区分認定」が必要。18歳の誕生日の2ヶ月前から手続きができる。

(ア) 地区保健福祉センターで、サービス利用申請

(イ) サービス等利用計画を作成(計画相談支援事業所に依頼するか、セルフプランで)

(ウ) 受給者証の交付

(エ) 希望事業所との契約(受給者証、療育手帳が必要)

※受入可の回答をいただけるまで、④から⑥を繰り返します。特別実習を行うこともあります。



(5) 移行支援会議について

学校生活から社会生活への円滑な移行を目的として行います。

「個別の移行支援計画」をもとに、卒業後に必要な支援の在り方と、役割分担について話し合います。参加者は、本人、保護者の要請に応じて決めます。

参加者例：進路先、地区保健福祉センター、計画相談支援事業所、いわき障がい者相談支援センター、医療関係者、放課後デイサービス、保護者、本人

(6) 卒業後のアフターケアについて

卒業後1年までは、進路先にうまく適応できているか、定期的に進路先を訪問して、本人や進路先から話を聞きながら、状況の確認や相談を行います。

その後、御相談があった場合には、関係機関と協力しながら対応します。



5 産業現場等における実習(高等部のみ)

(1) 産業現場等における実習の目的

- ① 働く喜びや社会生活の厳しさを体験するとともに、自立し社会参加するために必要な知識や態度、技能を身に付ける。
- ② 実習を経験し、それぞれの実態に応じた振り返りを行うことで、自己の成長や課題、解決方法について自ら考え、表現する。
- ③ 個々の進路や生き方について主体的に考え、進路実現に向けて努力しようとする意欲を養う。

(2) 実習時期 ※基本的には実習期間は1週間です。

1学年(ためす実習)	前期(6月)校内実習	後期(10月)校外実習
2学年(チャレンジする実習)	前期(6月)校外実習	
3学年(決める実習)		

高等部在学中に計5回の校外で実習を行います。担任の先生と相談しながら、計画してください。事業所を見学したい場合は、担任にご連絡ください。

(3) これまで取り組んだことのある実習先

※医ケア○は可能 △は一部可能

種 類	事 業 所 名	住 所	医ケア	その他
生活介護	カナン村	平上平窪		
	光の家	平上平窪	△	
	野の花ホーム	平上平窪	△	
	エデンの家	平上平窪	○	
	はまなす荘	平上平窪		
	ポポロ	平下平窪	△	
	なないろくれよん デイルーム	郷ヶ丘	○	
	チャレンジド	平塩		
	しろやぎ3	平馬目	△	
	アライブ	中央台高久		
	アルケン	鹿島町御代	△	
	創造空間	泉町下川		
	いわき希望の園	泉町黒須野		
	ぽおけらハウス	泉町下川	○	
	自由空間	植田町中央		
	自立生活きらきら	仁井田町寺前		
	いわき学園	高倉町鶴巻		
	工房阿列布	内郷宮町		
	いわき市障害者生 活介護センター	内郷高坂町	○	
	のはら	四倉町大森		
	どリーむず	好間町下好間	○	
	キッズじゃんけん ぼん北茨城	北茨城市大津 町		
	ワークセンターさ くら	双葉郡広野町		
	就労継続 支援B型	ジョイワークセン ターいわき平	平字大町	
杜のどーなつ		平字大工町		菓子製造 販売
あとリエ北山		平字作町		菓子製造 軽作業
ワークハウスいわき		平下神谷		軽作業
ミント		中央台高久		クリーニング 印刷
ワークセンターし おさい		小名浜諏訪町		製麺 ウェス製作
虹のかけはし		小名浜花畑町		パン製造 段ボール
創造空間		泉町下川		段ボール メール便
いわき希望の園		泉町黒須野		軽作業
みなみテラス		南台		軽作業 農作業
いわき学園		常磐下船尾町		食品製造 軽作業
工房阿列布		内郷宮町		軽作業
Do		内郷御厩町		軽作業
サブカルビジネス センター		小島町		PC 軽作業



就労継続 支援 A 型	Grow	小名浜字隼人		軽作業 農作業 弁当
	一步	泉玉露		PC 解体 施設外就労
	福祉協会	内郷綴町		軽作業
	ふわり	内郷御厩町		コーヒー製造 軽作業 施設外就労
就労移行 支援	ソーシャルスクエア	内郷内町		ビジネスマナー
企業	アルパインマニュ ファクチャリング	好間工業団地		事務補助 緑化作業
	アルプスアルパイン	好間工業団地		車関係部品製造
	カフェ AND			接客
	クリナップハート フル	常磐湯本町		軽作業
	さんしゃいんクレハ	錦町落合		事務補助
	ハニーズハートフ ルサポート	常磐水野谷町		清掃
	マルト城東店	平城東		ラッピング 品出し
	マルト高坂店	内郷高坂町		ラッピング 品出し
	マルト湯長谷店	常磐下湯長谷		ラッピング 品出し
	労災病院	内郷綴町		事務補助

(4) 実習時の留意点

	内 容
諸経費	・実習にかかる経費は、自己負担になります。交通費については就学奨励費の対象になりますので、書類を提出いただきます。
報 酬	・学習活動の一環として行うため、報酬はありません。
保 険	・事故・災害が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用を受けます（4月に集金）。 ・物損等の損害が発生した場合には、インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険の適用を受けます（5月に集金）。
実習先へ	・実習事前打合せへの参加、実習初日と最終日（反省会）あいさつの御協力をお願いします。 ・体調の管理をお願いします。いつもと違う様子が見られたら、無理はさせず、御連絡ください。
欠席・遅刻 連絡	・欠席や遅刻の場合には、学校と実習先の両方に御連絡ください。実習先へ連絡する場合には、打合せ時に確認した時間におねがいます。
帰宅報告	・安否確認のため、帰宅後、学校への電話連絡をお願いする場合があります。
その他	・実習の様子について、本人とよく話し合ってください。また、可能であれば実習の様子をご覧いただき、家庭で進路について話し合う機会としてください。



6 障害福祉サービス (いわき市「暮らしのおてつだい」参照)

(1) 障害者総合支援法(18歳以上)に基づくサービス

種別	サービス名	内 容	対象者
介護 給付 費 ※支援 区分の 認定が 必要	居宅介護	入浴、排泄、食事の介護や家事、通院の支援などの援助を行う。	区分1以上
	行動援護	自宅で行動するための援護、または安全に外出するための介護を行う。	行動上著しい困難がある方で区分3以上
	短期入所(ショートステイ)	家族が病気等の場合に、施設に短期間宿泊できる。	区分1以上
	重度訪問介護	常に介護が必要な方に入浴、排泄、食事の支援を行う。	常に介護が必要な方で区分4以上
	療養介護	医療的な支援が必要な重い障がいの方に、病院などでの機能訓練や日常生活の支援を行う。	人工呼吸管理の区分6の方、医療的ケア・常時介護が必要な区分5以上
	生活介護	日中、入浴、排泄、食事などの支援 創作活動や生産活動も行う(活動内容は事業所によって異なります)を行う。	区分3以上
	重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを組み合わせる。	意思疎通に著しい困難がある区分6
	施設入所支援	主に夜間、施設において入浴、排泄、食事の介護などの介護を行う。	区分4以上の生活介護利用者

種別	サービス名	内 容	利用期間
訓練 等 給 付 費	共同生活援助(グループホーム)	主に夜間、アパートや借家で日常生活上の援助を行う。	なし
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を送るために必要な支援を行う。	機能訓練 1年6ヶ月 生活訓練 2年
	就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行う。	2年
	就労継続支援	就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行う。 ※B型を利用する場合は、就労アセスメントを行うことが必要。	なし

- 受給者証を取得するには、地区保健福祉センターへの申請とサービス等利用計画が必要。
○原則、ひと月に利用したサービスに応じて、かかった1割を負担。ただし、利用者負担上限額が決まっている。



(2) いわき市地域生活支援事業(年齢制限なし)

サービス名	内 容
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者(児)について、自立生活、社会生活を目的とした外出のための支援を行う。
日中一時支援	家族の就労支援、家族の一時的な休息を目的として、日中活動の場と見守りの支援を行う。

- 地区保健福祉センターへの申請。
○原則として、所定の金額の1割を手数料として市に納付。

7 用語の説明（卒業後受けられる手当含む、いわき市「暮らしのおてつだい」参照）

地区保健福祉センター（福祉介護係）

- 障害福祉サービスに関する相談や申請の手続きを行います。
（連絡先は進路の手引き ※資料 関係機関一覧に掲載しています。）



受給者証

- 障害福祉サービスを利用するために、市町村から交付される証明書です。
申請は地区保健福祉センターで行い、サービス等利用計画が必要になります。

サービス等利用計画

- 計画相談支援事業所が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもの。自分自身で作成することもできます（セルフプラン）。

障害支援区分の認定

- 利用したいサービスが介護給付費の場合には、審査判定を受ける必要があります。区分によって受けることができるサービスが異なります。
- 調査内容は歩行の状況や金銭の管理など、80項目にわたります。ケースワーカーが自宅に訪問して行います。
- 手続きは地区保健福祉センターで行い、18歳になる誕生日のひと月前から手続きすることができます。

就労アセスメント（実習）

- 正しくは、「就労継続支援B型事業所利用に係る就労アセスメント」といいますが、「直Bアセスメント」や「就労アセスメント」と呼ばれています。
- H27年の4月より、就労継続支援B型事業所を利用する場合に必須となったもので、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターによって、面談や作業観察を行い、対象者の就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力）を把握します。

ジョブコーチ支援

- 1年以上の就労支援経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了した「ジョブコーチ」が、障がいのある方が職場に適應できるよう、職場を訪問して支援を行う制度です。費用は無料です。
(1)期間：1か月以上、8か月以内で個別に設定します。
(2)条件：原則として本人が雇用保険の被保険者であることが必要です。
(3)内容：本人への支援、事業主への支援、ご家族への支援があります。



職業評価

- ジョブコーチを利用する場合には必要になります。
- 福島県障害者職業センターの職業カウンセラーが、就職の希望等を把握した上で職業適性を評価し、必要な相談・支援を行い、これらを基に「就職リハビリテーション計画」を作成します。
- 具体的には、本人・保護者・学校が作成した事前資料の内容を確認したり、実習の様子について面談したりします。約1時間程度行います。

重度判定

- 福島県障害者職業センターの職業カウンセラーが、重度知的障害者の判定を行います。

- ハローワークが事前に児童相談所に対象者の障がいの状況について情報提供を求めます。本人・保護者は情報提供についての同意書や判定実施依頼書を提出します。
- 重度判定はハローワークいわきにて行います。用具を用いた簡単な作業を行います。保護者の付き添いが必要です。
- 重度という判定だった場合でも、本人に不利益になるものではなく、療育手帳にも影響はありません。判定内容は雇用する企業の障がい者雇用率や雇用納付金に用いられます（重度判定を受けた場合、雇用する企業にメリットがある）。

成年後見制度

- 認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、安心して生活できるよう法的に支える制度。いわき市には権利擁護・成年後見センターが設置されており、市民を対象に成年後見制度に関する総合相談、権利擁護無料法律相談（要予約）、出前講座を行っている。

障害基礎年金

- 年金加入中や20歳前に起きた病気やケガによって一定の障がいの状態になったときに受けられます。（※詳細は「くらしのおてつだい」参照）

特別障害者手当

- 20歳以上の重度の心身障がい者で、その障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。（※詳細は「くらしのおてつだい」参照）

重度心身障害者福祉金

- 20歳以上で身体障害者手帳1級をお持ちの日常生活に介護を必要とする在宅の方、または20歳以上で療育手帳Aをお持ちの在宅の方に支給されます。（※詳細は「くらしのおてつだい」参照）

重度心身障害者交通費助成

- 在宅で生活している重度の障がいを持つ方が、病院や市役所などへ出かけるときの交通費を助成します。（※詳細は「くらしのおてつだい」参照）

重度心身障害者医療費給付事業

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持ち、次に該当する方が医療機関にかかった場合、支払った医療費の一部を給付しています。
<各医療保険の加入者で、次のいずれかに該当する方>
 - ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
 - ・心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能の障害で、身体障害者手帳の3級をお持ちの方
 - ・療育手帳Aをお持ちの方
 - ・療育手帳Bと併せて身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、または、精神障害者保健福祉手帳2・3級で、併せて身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方

グループホーム家賃補助事業

- グループホームに入居している障がい者の経済的負担を軽減し、地域における自立した生活を支援するため、家賃の一部を助成しています。（※詳細は「くらしのおてつだい」参照）

※いわき市「くらしのおてつだい」は地区保健福祉センターでもらうことができます。



8 関係機関と事業所一覧

<地区保健福祉センター>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
平地区保健福祉センター	市役所本庁舎内 平字梅本21	22-7457
小名浜地区保健福祉センター	小名浜花畑町34-2	54-2111 内線(5166)
勿来・田人地区保健福祉センター	勿来支所内 錦町大島1	63-2111 内線(5374)
常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐支所内 常磐湯本町吹谷76-1	43-2111 内線(5574)
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	総合保健福祉センター内 内郷高坂町四方木田191	27-8691
四倉・久ノ浜大久地区保健福祉センター	四倉支所内 四倉町字西四町目11-3	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	小川支所内 小川町高萩字小路尻19-10	83-1329

<いわき障がい者相談支援センター>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北部地域(平、四倉・久ノ浜大久、小川・川前)	市役所本庁舎内	22-1132 内線(2846, 2847)
小名浜地域	小名浜支所北分庁舎内	92-0415 内線(5196)
勿来・田人地域	勿来支所内	63-2111 内線(5389)
常磐・遠野地域	常磐支所内	43-2111 内線(5586)
内郷・好間・三和地域	総合保健福祉センター内	27-8660 内線(65267)

<いわき障害者就業・生活支援センター>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
いわき障害者就業・生活支援センター	平字堂ノ前2	24-1588

<ハローワーク>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
いわき公共職業安定所(専門援助部門)	平堂根町4-11	23-1421
小名浜出張所(職業紹介部門)	小名浜大原字六反田65-3	54-6666
勿来出張所(職業紹介部門)	東田町一丁目28-3	63-3171



各事業所については [いわき市 HP > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス](#) を利用する
みなさまへ > [障がい福祉サービス > 指定障がい福祉サービス事業所等一覧](#) をご覧ください。